

健保ニュース

イマジカ健康保険組合

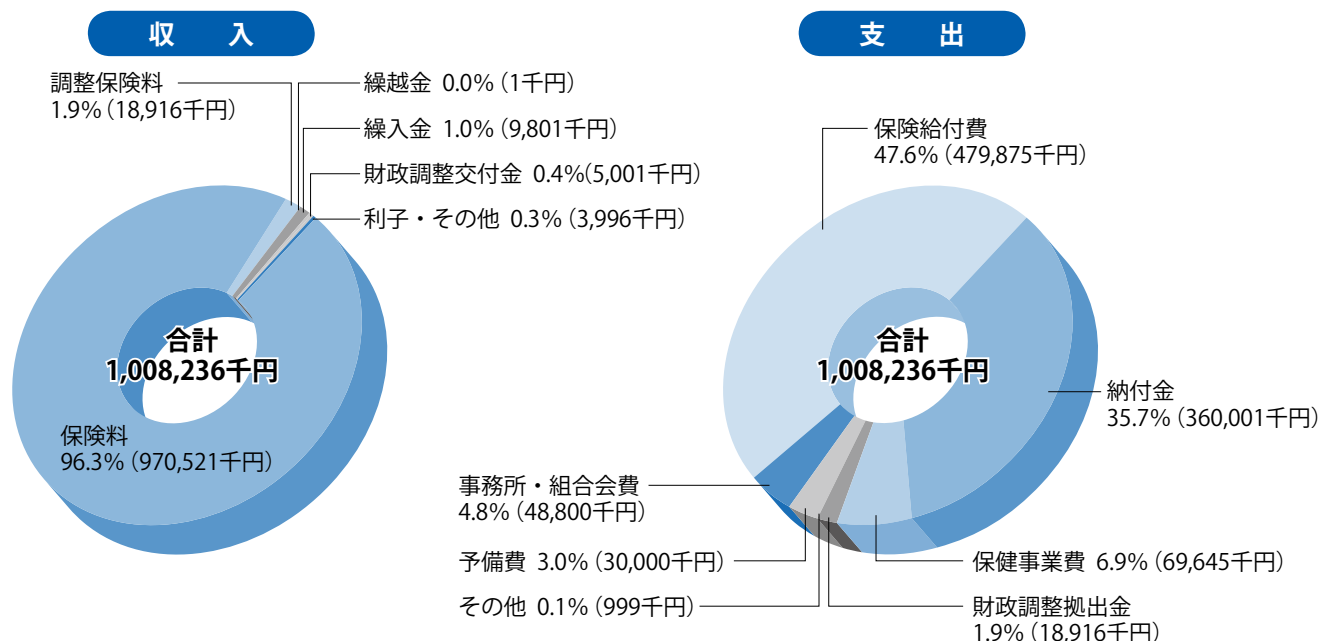
高齢者医療制度の負担金増で 平成23年度も厳しい予算編成 保険料率を大幅改訂 60/1,000 → 68/1,000

去る2月22日に開催された組合会で、平成23年度の収入支出予算が承認されました。健保財政は、平成20年度から開始された高齢者医療制度を維持・支援するための納付金の増大により、急速に悪化しています。後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、さらには退職者給付拠出金も負担しており、平成23年度はこれら納付金が保険料収入の35.7%を占め、財政運営上の危険水域に達しているのが現状です。このようななか、加入者の皆さまの医療と健康を安定的に支え続けるために、保険料率を改訂させていただきました。どうか皆さま一人ひとりにおかれましても、**医療費節減の取り組み、食生活や運動など生活習慣の改善、ジェネリック医薬品の利用、健康診断の受診**等、できることから始めていただくようお願いします。

◎健康保険料率は68 / 1,000に引き上げ、介護保険料率は据え置き

		平成 23 年 2 月分保険料まで	平成 23 年 3 月分保険料から
健康保険料率		60 / 1,000 (本人 30 / 1,000)	68 / 1,000 (本人 34 / 1,000)
介護保険料率		9.6 / 1,000 (本人 4.8 / 1,000)	9.6 / 1,000 (本人 4.8 / 1,000)
計	40 歳以上	69.6 / 1,000 (本人 34.8 / 1,000)	77.6 / 1,000 (本人 38.8 / 1,000)
	40 歳未満	60 / 1,000 (本人 30 / 1,000)	68 / 1,000 (本人 34 / 1,000)

◎収支の概要（一般勘定）



健保組合は 皆さんの健康増進をバックアップします!!

イマジカ健康保険組合では、今年度も疾病予防や健康の保持増進のための幅広い事業を行います。ふるってご活用ください。

主な事業を紹介します。詳しくはホームページをご覧ください。

項 目	対象者	内 容	自己負担額
健康診断	本人(全員)	必ず受診してください。集団健診が中心で、組合への事前申請が必要です。29歳以下は定期健康診断(または一般健診)を、30歳以上は生活習慣病健診を受診してください。	0円
短期人間ドック	本人・家族(希望者)	今年度から受診年齢を40歳以上とし、かつ資格取得後6カ月が経過した方としました。事前に申請して許可を得ていない場合は、全額本人負担となります。	5,000円
主婦健診	主婦(全員)	全国に健診会場を設置して行います。各家庭には受診案内を郵送します。	0円
大腸がん健診	本人・配偶者(希望者)	急増している大腸がんの郵便検診方式。各事業所にチラシでご案内します。	0円
単独婦人科健診	本人・家族(希望者)	単独で婦人科健診を行っているクリニック等を活用した乳がん・子宮がん健診の費用を、12,000円まで補助します。今年度から、40歳以上の方が対象。	1人12,000円を超えた部分
新規・インフルエンザ予防接種等	本人・家族(希望者)	平成23年11月1日からの接種について、1人1,500円を補助。予算の関係で500人までの適応となります(事前申請方式)。	1人1,500円を超えた部分
ラフォーレ倶楽部	本人・家族(希望者)	今年度も継続実施。会員名「総合会員」、会員番号「50318」。たまには高原リゾートで贅沢な休日！ゴルフも、福利厚生サービスも好評です。	会員料金
コナミスポーツクラブ	本人・家族(希望者)	コナミを身近に利用してもらうために、今年度より1回500円(月4回まで)を補助します。レジで自動計算されるので便利です。補助対象年間回数は全国で800回ですので、早めの会員登録とご利用をおすすめします。まず、お近くのコナミで会員証を作りましょう(カード保険証と印かん持参)。	会員料金

ジェネリック医薬品で薬代を安く!!

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」とは、これまで効き目や安全性が実証されてきた薬と同等と、厚生労働省に認められた低価格な薬です。

①薬代が安くなります

新薬(先発医薬品)は開発に多くの費用を要しますが、ジェネリック医薬品は開発期間も短くて済むうえ、特許料が不要なため、その分価格も安くなっています。なかには、**3割から5割以上安くなるものもあり、自己負担の軽減につながります。**また、皆さまがジェネリック医薬品に切り替えることで、**健保組合の医療費支出が削減され、財政の改善にもつながります。**

②安全性も品質も変わりません

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきた薬と主成分が同一であることなどが審査され、厚生労働省により製造・販売が認められた薬です。

③ジェネリック医薬品を使用するには？

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師または薬剤師にご相談ください。ただし、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

高額な医療費がかかったときは…… 高額療養費制度をご利用ください

高額な医療費がかかったときは、多額な自己負担をしなければならないことがあります。そんなときの負担を軽くするために定められたのが高額療養費制度です。

この制度を利用すると、自己負担が一定の額（図A参照）を超えたときには、その超えた額が高額療養費として給付されます。さらに、当組合の場合は付加給付制度を実施しているため、自己負担額が20,000円を超えたときは、その超えた額が付加金として給付されます。

なお、高額療養費や付加給付は自動払いではありませんので、該当する場合は健保組合へ申請してください。

〈例〉総医療費が100万円で自己負担(3割)額が30万円だった場合(図A 所得区分「一般」のケース)

①自己負担限度額を計算する

$$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = \boxed{87,430円 = \text{自己負担限度額}} \quad \cdots \text{図B-ア}$$

②本人負担から自己負担限度額を引く

$$300,000円 - 87,430円 = \boxed{212,570円 = \text{高額療養費}} \quad \cdots \text{図B-イ}$$

③さらに、自己負担限度額から20,000円を引く

$$87,430円 - 20,000円 = \boxed{67,400円 = \text{一部負担還元金(100円未満切捨)}} \quad \cdots \text{図B-ウ}$$

$$\text{あなたへの給付額} = \text{高額療養費} 212,570円 + \text{一部負担還元金} 67,400円 = \boxed{279,970円}$$

〈図A〉

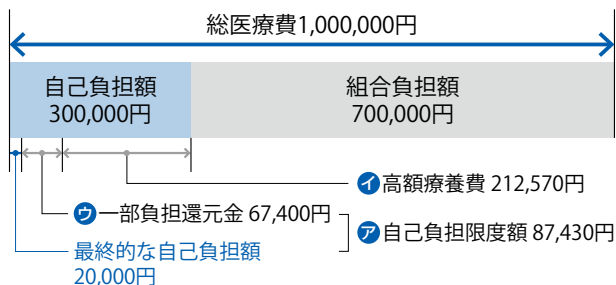
医療費の自己負担限度額(同一月1カ月当たり、70歳未満の場合)

所得区分	外来・入院
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% [83,400円]
一般 (標準報酬月額53万円未満)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 [24,600円]

※差額ベッド代等の保険対象外の費用や入院時の食事代(総医療費から除外)は、払い戻しの対象外となります。

※[]内の額は多数該当(過去1年間に3回以上の支給を受けた場合の4回目以降)の限度額

〈図B〉



■入院中または入院予定のときは「限度額適用認定証」をご利用ください。

70歳未満の方で、入院中または入院予定があり、高額療養費に該当する場合は「限度額適用認定証」をご利用ください。医療機関の窓口で「被保険者証(カード)」と「限度額適用認定証」をご提出いただくことで、医療機関の窓口で支払う入院費用は高額療養費の自己負担限度額(図B-ア=87,430円)までとなります(健保組合に、限度額適用認定証申請書をご提出ください)。

※上記の場合も、付加金制度が適用されます。87,430円 - 20,000円 = 67,400円(100円未満切捨)が払い戻されますので、最終的には20,000円の負担で済むことになります。

■払い戻しの請求手続きについて

受診した月から1~2カ月後に「高額療養費・一部負担還元金(付加金)申請書」を健保組合にご提出ください。

■高額療養費に該当しない場合でも、自己負担した額が20,500円を超えたときは、20,000円を引いた額が付加金として給付されます。

例: 総医療費が10万円(自己負担3割)の場合

自己負担額から20,000円を引く

$$30,000円 - 20,000円 = 10,000円$$

あなたへの付加給付額は10,000円となります。

請求手続きについては、上記と同じ「高額療養費・一部負担還元金(付加金)申請書」をご提出ください。

こんなときはどうするの？

当健保ホームページ(トップページ)のサイトマップを使うと早く検索できます。

詳細はサイトマップの

保険証(カード)を紛失・破損したとき	>>> 「被保険者証再交付申請書」を提出	>>> 7 へ
被保険者(本人)の名前が変わったとき	>>> 「被保険者氏名変更(訂正)届」を提出	>>> 7 へ
結婚・出産・子どもの独立などで、被扶養者の申請または削除をしたいとき	>>> 「被扶養者(異動)届」を提出 ※添付書類に注意	>>> 40 へ
退職したとき	>>> 保険証を返却	>>> 7 または 30 へ
病気やケガで4日以上休んで、給与が出ないとき	>>> 「傷病手当金請求書」を提出	>>> 13 へ
被保険者または被扶養者が出産したとき	>>> 「出産育児一時金(付加金)請求書」を提出	>>> 34 へ
出産のため仕事につけなかったとき	>>> 「出産手当金請求書」を提出	>>> 34 へ
自動車事故などにより病気・ケガをしたとき	>>> 「第三者行為による傷病届」を提出	>>> 12 へ
業務上や通勤途上で病気・ケガをしたとき	>>> 労災扱いとなるので健康保険では受診できません	>>> 20 へ
医療費が高額になったとき	>>> 「高額療養費・一部負担還元金(付加金)申請書」を提出	>>> 9 へ
人間ドックを受けたいとき	>>> 事前に健保組合の承認を得る	>>> 5 へ
健康保険組合連合会の共同利用保養所を利用したいとき	>>> 健康保険組合連合会のHP「けんぽれん」から共同利用保養所を検索	>>> 2 へ
ラフォーレ倶楽部を利用したいとき	>>> 本人が予約したあとに「利用者リスト」を提出	>>> 1 へ

ホームページ

サイトマップ

保 養

- 1 ラフォーレ倶楽部
- 2 共同利用保養所

健 診

- 4 生活習慣病健診
- 5 短期人間ドック
- 6 主婦健診

病気やケガをしたとき

- 7 保険証は大切に扱きましょう
- 8 医療費の一部を自己負担する
- 9 高額な医療費がかかったとき
- 10 入院したときの食事代
- 11 立替え払いをしたとき
- 12 交通事故にあったとき
- 13 病気やケガで働けないとき
- 14 歯の治療と健康保険
- 15 柔道整復師などにかかったとき
- 16 海外で医療を受けたとき
- 17 差額を払うとき
- 18 移送費を受けられるとき
- 19 在宅医療を受けるとき

健康保険を正しく利用する

- 20 健康保険で受けられないもの
- 21 健康保険が効かないとき
- 22 こんなにかかる医療費の実際
- 23 重複診療は医療費のむだづかい
- 24 休日・夜間診療などは高くつく
- 25 医療費はこうして払われる
- 26 医療費でも税金の控除が受けられる
- 27 費用の一部が公費負担される医療
- 28 保険給付に納得がいかないとき

退職するとき

- 29 退職後の医療保険制度
- 30 任意継続被保険者制度
- 31 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)
- 32 退職後も受けられる給付
- 33 医療保険制度の比較



慶 弔

- 34 出産したとき
- 35 死亡したとき

けんぽのしくみ

- 36 健康保険組合のプロフィール
- 37 健康保険組合の運営のしくみ
- 38 健康保険組合の仕事
- 39 保険者と被保険者
- 40 被扶養者になれる人の範囲
- 41 保険料と標準報酬月額
L 保険料月額表

介護保険

- 42 介護保険制度と健康保険の役割
- 43 介護保険料と標準報酬
- 44 予防給付および介護給付とは
- 45 要介護認定の申請をする
- 46 地域支援事業における介護予防事業
- 47 費用の一部は自己負担

被扶養者に 異動があったときは 必ず手続きを

春は卒業・就職・退職など、異動の多いシーズンです。異動によって扶養関係がなくなったり、新たに扶養の必要が生じたりした場合は、事業所経由で「被扶養者(異動)届」を提出する必要があります。扶養の削除・加入の手続きは、加入者一人ひとりが責任をもって遅滞なく行ってください。なお、扶養認定の決定は健康保険組合が行います。扶養認定基準はホームページ(40)をご覧ください。